

仕様書

1 一般事項

この仕様書は、九州防衛局で使用する非消耗品の調達について規定する。調達品目の仕様は製造者の仕様及び社内規格並びに商習慣による。
なお、この仕様書に記載した規格は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 品名及び規格

この仕様書で調達する製品の品名及び規格等は下表による。

No.	品名	規格	単位	数量	備考
1	中型回転椅子	コクヨ CR-G213F4HSNC4-W 又は okamura CN45GR-FM37 又は他社同等品可	台	5	
2	片袖机(スチール製)横幅140cm	コクヨ SD-BSN147LC3F11N3 又は okamura DS16ED-MB51 又は他社同等品可	台	4	No.2～No.3はメーカーを統一すること
3	事務机用ワゴン	コクヨ SD-BSN46C3F11N5 又は okamura DS34YJ-Z421 又は他社同等品可	台	5	No.2～No.3はメーカーを統一すること

3 納品及び設置

- 令和6年7月7日(日)まで
- 納品及び設置場所は九州防衛局(福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第二合同庁舎)とし、日時等詳細については、別途調整するものとする。
- 納品における輸送費については受注者の負担とするものとする。

4 検査

- 納品の検査は、本仕様書に基づき行うものとする。
- 検査は、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5 その他

- 製品の輸送、搬入、組立、設置に係る費用は各々計上するものとする。
- 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に諸規定に従うものとする。
- 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償すること。
- 本仕様書に疑義が生じた場合には支出負担行為担当官等と協議すること。
- 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。
ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私(個人の場合)
- 当団体(団体の場合)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名